

過去3年間の賃金制度の改定の有無及び改定項目別企業数割合

年・企業規模・産業	合計	右記の10の改定を行った	改定項目(複数回答)										左記の10の改定を行っていない
			職務、職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大	職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大	業績・成果に対応する賃金部分の拡大	手当を縮減し基本給へ組入れ	賃金表の導入	職能資格制度の改定・導入	複線型賃金体系の改定・導入	年俸制の改定・導入	基本給を抑制し、賞与のウエイトを相対的に拡大	基本給を増加し、賞与のウエイトを相対的に縮小	
計	100	38.4	15.5	17.6	20.7	9.8	5.6	10.1	1.6	6.1	2.4	1.7	61.6
1,000人以上	100	61.1	28.8	27.4	42.7	20.3	11.1	22.8	7.5	15.7	3.9	1.4	38.9
300~999人	100	52.2	19.6	22.5	33	15.8	10.7	21.9	5.1	11.8	2.3	2.1	47.8
100~299人	100	41.7	16.6	19.2	24.4	11	6.3	13.5	2.5	6.7	3.2	2.2	58.3
30~99人	100	35.4	14.4	16.4	17.7	8.5	4.8	7.5	0.8	5.1	2.1	1.5	64.6
鉱業	100	43.5	17.6	22.2	17.6	15.7	5.6	17.6	2.8	-	-	5.6	56.5
建設業	100	35.3	12.5	14.1	14.9	7.4	3.2	13	0.6	8.4	1.1	1.5	64.7
製造業	100	35.9	14.5	16.4	20.6	9.7	5.8	7.7	1.9	3.9	2.5	1	64.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100	41.2	12.1	20.3	29.2	15.1	9.9	23.1	3.3	7.9	1.2	2.3	58.8
情報通信業	100	61.3	29.7	28.9	33.4	19.7	14.1	26.6	2.2	18.1	4.3	2.6	38.7
運輸業	100	27.3	10.8	12.7	14.7	6.2	2.2	5.2	1.2	2.8	0	1.1	72.7
卸売・小売業	100	40.7	18.2	21.4	23.1	10	5.8	10.3	2	7.9	2.7	2	59.3
金融・保険業	100	52.7	21.2	21.8	30.9	23.4	7.8	20.8	5.6	12.8	4	2.9	47.3
不動産業	100	48.3	15.5	30.3	30.5	7.1	11.5	12.4	2.5	3.1	1.1	0.5	51.7
飲食店、宿泊業	100	42	14.3	19.1	19.6	3.8	5.4	4.2	0.1	5.1	3.5	4.8	58
医療、福祉	100	51.6	31	23.5	24.3	8.5	10.9	12.9	0.2	3.4	1.5	2.7	48.4
教育、学習支援業	100	49.5	17.4	19.7	29.4	8.7	11.4	14.8	0.1	5.8	6.2	6.6	50.5
サービス業 (他に分類されないもの)	100	40.1	14.9	16.3	20.9	12.1	5.9	11.5	1.5	5.9	3.1	1.6	59.9
平成11年 ¹⁾	100	...	11.3	15.8	15.5	6.4	5.2	8.7	1.9	5.4	2.7

(注)

- 1) 調査期日は、平成11年以前は12月末日現在、平成13年から1月1日現在であり、調査年を表章している。
- 2) 平成11年で調査した「昇給幅の拡大」、「昇給幅の縮小」、「定期昇給の廃止」は削除し、「基本給を増加し、賞与のウエイトを相対的に縮小」を追加した。

「平成16年就労条件総合調査結果」

労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移
(単一労働組合、単位労働組合)

年	労働組合数 ¹⁾	労働組合員数 ¹⁾	対 前 年 比		推 定 組 織 率 ²⁾
			組 合 数	組 合 員 数	
		人		%	%
昭 40	52,879	10,146,872		2.8	3.5
45	60,954	11,604,770		3.6	34.8
50	69,333	12,590,400		2.2	35.4
55	72,693	12,369,262		1.3	34.4
60	74,499	12,417,527	△ 0.1	△ 0.4	30.8
61	74,183	12,342,853	△ 0.4	△ 0.6	28.9
62	73,138	12,271,909	△ 1.4	△ 0.6	28.2
63	72,792	12,227,223	△ 0.5	△ 0.4	27.6
平 元	72,605	12,227,073	△ 0.3	△ 0.0	26.8
2	72,202	12,264,509	△ 0.6	0.3	25.9
3	71,685	12,396,592	△ 0.7	1.1	25.2
4	71,881	12,540,691	0.3	1.2	24.5
5	71,501	12,663,484	△ 0.5	1.0	24.4
6	71,674	12,698,847	0.2	0.3	24.2
7	70,839	12,613,582	△ 1.2	△ 0.7	24.1
8	70,699	12,451,149	△ 0.2	△ 1.3	24.8
9	70,821	12,284,721	0.2	△ 1.3	23.2
10	70,084	12,092,879	△ 1.0	△ 1.6	22.6
11	69,387	11,824,593	△ 1.0	△ 2.2	22.4
12	68,737	11,538,557	△ 0.9	△ 2.4	22.2
13	67,706	11,212,108	△ 1.5	△ 2.8	21.5
14	65,642	10,800,608	△ 3.0	△ 3.7	20.7
15	63,955	10,531,329	△ 2.6	△ 2.5	20.2
16	62,805	10,209,154	△ 1.8	△ 2.2	19.6

資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」(各年6月30日現在)

(注) 1) 労働組合数は単位労働組合、労働組合員数は単一労働組合を集計したものである。

単位労働組合とは、単位組織組合(下部組織をもたない組合)と単一組織組合(下部組織をもつ組合)の最下部組織である単位扱組合とをそれぞれ1組合として集計したものである。

単一労働組合とは、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ1組合として集計したものである。

2) 組合員数を雇用者数(総務省統計局「労働力調査」各年6月分)で除して算出したものである。

産業別労働組合員数及び推定組織率(単位労働組合)

(平成16年6月)

産 業	労働組合員数 ¹⁾	対前年差	対前年比	推定組織率 ²⁾
	人	人	%	%
総 計	10,209	-228	-2.2	...
農 業、林 業、漁 業	18	-1	-6.1	4.2
鉱 業	8	0	-5.4	25.7
建 設 業	964	-20	-2	20.4
製 造 業	2,822	-95	-3.3	26.1
電気・ガス・熱供給・水道業	204	-7	-3.2	65.7
情 報 通 信 業	381	4	1	21.5
運 輸 業	889	-21	-2.3	30.9
卸 売 ・ 小 売 業	968	-9	-0.9	10
金 融 ・ 保 険 業	743	-44	-5.5	49.2
不 動 産 業	20	-7	-27	3.5
飲 食 店、宿 泊 業	84	11	15.1	3.3
医 療、福 祉	429	-9	-2.1	8.6
教 育、学 習 支 援 業	640	-16	-2.4	24.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	327	-13	-4	36.4
サ ー ビ ス 業	463	12	2.7	6.5
公 務	1,196	-21	-1.8	51.1
分 類 不 能 の 産 業 ³⁾	52	9	21.9	...

資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」

(注) 1)前表(注)1)参照

2)前表(注)2)参照

3)複数産業の労働者で組織されている労働組合及び産業分類が不明の労働組合の労働組合員数が含まれる。

パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移(単位労働組合)
(平成16年6月)

年	パートタイム労働者の労働組合員数			全労働組合員数に 占める割合	短時間 雇用者数	推定組織率
		対前年差	対前年比			
	千人	千人	%	%	万人	%
平成12年	260	16	6.6	2.3	1,017	2.6
平成13年	280	20	7.8	2.5	1,042	2.7
平成14年	292	13	4.5	2.7	1,097	2.7
平成15年	331	38	13.1	3.2	1,098	3
平成16年	363	31	9.5	3.6	1,107	3.3

資料出所: 厚生労働省「労働組合基礎調査」

- (注)1) 「パートタイム労働者」とは、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、一日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者及び事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。
- 2) 短時間雇用者数は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。

諸外国の最低賃金制度等について

諸外国の最低賃金制度について

※ 日本労働研究機構「諸外国における最低賃金制度」及びその他の文献に基づき整理したもの。

※ 為替レートは、内閣府「海外経済データ」の2004年5月平均による。

アメリカ合衆国

1 現行制度

(1) 連邦最低賃金

イ 根拠

公正労働基準法（1938年）

ロ 適用範囲

①州際通商又は州際通商のための製品製造に従事する一定規模以上（年間の売上高が50万\$以上）の企業に雇用される労働者

②病院、学校、連邦・州の機関等（売上高を問わない）に雇用される労働者

※適用対象となっている労働者数は8割以上

ハ 設定方式及び決定方式

全国一律に最低賃金額を法定

ニ 最低賃金額

5.15\$／時間（1997年9月～）〔日本円換算：579円〕

ホ 額の改定

連邦議会に最低賃金改定案が提案され、審議の結果改定が承認され、大統領が承認のサインをして改定が認められる。

ヘ 適用除外

- ・ 管理職、専門職（小学校、中学校の教師、管理職員を含む）、外部販売員、特定の技能を持つコンピューター技術者
- ・ 季節的娯楽、娯楽施設の雇用者
- ・ 特定の小規模新聞社の雇用者、小規模電話会社の交換手
- ・ 外国船籍乗組員
- ・ 漁業従事者
- ・ 新聞配達員
- ・ 小規模農場の農業従事者

- ・ 臨時ベビーシッター 等

ト 減額措置

- ・ 20歳未満の若年者（就業後最初の90日間）
…4.25 \$ / 時間〔日本円換算：478円〕
- ・ 障害者
…労働長官の発給する証明書に従い、通常の最低賃金額以下の賃金での雇用が認められる。
- ・ チップを得る従業員（定期的に月30 \$以上のチップを得るもの）
…2.13 \$ / 時間〔日本円換算：240円〕
（ただし、チップを含めた1時間当たりの収入額が5.15 \$に満たない場合は、差額を補填）
- ・ 学生プログラム
…小売・サービス店で働き大学に通学する者等は最低賃金の85%、高校で職業訓練を学ぶ16歳以上の者は、最低賃金の75%

チ 最低賃金の対象となる賃金

使用者の支払った賃金の算定にあたって、

- ・ 食事・宿舎などの便宜供与分（実際の費用額を超えない合理的金額に限られる。）
- ・ チップの額が通常月30 \$を超える労働者について、その総額の50%は、賃金に算定することが認められている。
それ以外の現物給付、クーポン、道具代、制服のクリーニング費用等、また、使用者からの贈与や裁量的なボーナスについては除外される。

リ 罰則等

故意の違反者は、\$10,000以下の罰金若しくは6ヶ月以下の禁固刑又はその両方が課される。

また、繰り返さないしは故意に連邦最低賃金に違反する雇い主に対して1違反当たり\$1,000以下の行政による制裁金（civil penalty）がある。

(2) 州別最低賃金

イ 根拠

各州法（ただし、制定されていない州が7州ある。）

ロ 適用範囲

州により異なるが、州内のすべての労働者とするものが大部分

ハ 設定方式及び決定方式

- ・ 法定方式、審議会方式及び両方式の併用など州により異なる。

- ・ 連邦最低賃金の適用がある労働者については、連邦政府より高い最低賃金を設定している州は、州の最低賃金が適用される。

ニ 最低賃金額

2.00 \$ / 時間 (オクラホマ) [日本円換算 : 225 円] ~ 8.50 \$ / 時間 (カリフォルニア) [日本円換算 : 956 円]

連邦最低賃金額を上回る州は 12 州

連邦最低賃金額と同額の州は 27 州

ホ 額の改定

連邦最低賃金額の改定に合わせて改定する州や消費者物価指数等で改定する州など様々。

ヘ 適用除外

州によっては、小規模の小売業・サービス業等

ト 罰則

州法によって異なる。罰則規定のない州は 9 州ある。

2 最近の状況

連邦最低賃金は、1990 年以來 4.25 \$ / 時間であったが、1996 年 10 月から 4.75 \$ / 時間、1997 年 9 月から 5.15 \$ / 時間に 2 段階で引き上げられた。

3 ILO 条約批准状況

第 26 号条約、第 131 号条約ともに批准せず。